

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和３９年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項第２号中「２９万５千円」を「３０万５千円」に改め、同項第３号中「５４万５千円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。